

就学援助制度の眼鏡等作製費助成のお知らせ

厚木市では、就学援助の一環として、小・中学校で等しく勉学に励むことができるように、児童・生徒の眼鏡又はコンタクトレンズ（使い捨て不可）の作製費用の助成を行っています。

眼鏡等作製費の助成を受けられる方は、次の1～3をすべて満たす方です。

- 1 準要保護児童生徒に認定された方（就学援助に認定された方）
- 2 学校の視力検査で眼科での検眼が必要であると認められた方
- 3 眼科専門医による検査の結果、眼鏡等の作製が必要であると認められた方

○ 助成の受け方

1 就学援助の申請

学校に就学援助の申請書を出す

4月～5月初旬、就学援助制度の申請を行ってください。

2 就学援助の認定

7月中旬、準要保護児童生徒に係る認定通知書が送付されます。
（「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」が同封されています。）

3 検眼

眼科に行く

認定通知書が届いたら、学校の視力検査の結果、1.0が見えなかった方で、眼鏡作製を希望する方は、

- ①「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」を持って眼科を受診し検眼をします。
- ②検眼の結果を申請書の「眼科医による検診結果記入欄」に記入してもらいます。

4 眼鏡等注文書の交付手続

教育委員会に行く

眼科での検眼の結果、眼科医が眼鏡等の作製を認めた場合は、「眼鏡注文書」を交付します。次の必要書類を御持参のうえ、教育委員会学務課（市役所第二庁舎4階）で手続きをしてください。

- ①「準要保護児童・生徒眼鏡等給付申請書」
- ②眼科の「処方せん」（コピー可）
- ③「認定通知書」
- ④学校からもらう「視力検査結果のお知らせ」

5 眼鏡等の作製

眼鏡店に行く

「眼鏡等注文書」を持って、厚木市内に店舗がある眼鏡店で、眼鏡等を作製してください。

※ 眼鏡等作製費は、10,000円まで教育委員会が眼鏡店に支払いしますので、眼鏡等の代金の負担はありません。ただし、眼鏡等作製費が10,000円を越えた場合はその差額分を眼鏡店にお支払いください。

○ 申請期限 平成30年11月30日（金）まで

○ 還付の場合の手続きについて

学校の視力検査の結果、就学援助認定前に眼鏡等が必要になった場合は、就学援助認定後に、交付手続きに必要な①②③④の書類のほか、次の⑤⑥⑦の必要書類等を御持参のうえ、教育委員会学務課で手続きをしてください。

眼鏡代金（10,000円上限）を還付します。（口座への振込までに1ヶ月程度かかります）

- ⑤眼鏡等の領収書原本（児童生徒名が記名されているもの）
- ⑥印鑑
- ⑦保護者名義の口座がわかるもの

○ 注意していただくこと

- 1 眼鏡店での検眼は認められません。必ず、眼科医による検眼を行い、処方せんをもらってください。
- 2 助成が受けられるのは、年度に1回限りです。
- 3 就学援助の認定日より前に購入された眼鏡は助成の対象となりません。
- 4 11月30日までに手続きができない場合（年度途中での就学援助申請等）は下記へお問い合わせください。

<問い合わせ> 教育委員会学務課(TEL225-2651)